

【件名】 アルジェリア滞在査証（滞在期間延長特別措置）

【ポイント】

● アルジェリア外務省より、国内に足止めされている外国人に対して、滞在査証を例外的かつ一時的に30日間延長する旨通報がありました。該当する方は管轄の県庁窓口にて手続きを行ってください。

【本文】

1 7日、アルジェリア外務省より、新型コロナウイルス蔓延防止措置の影響によりアルジェリア国内で足止めされている外国人に対して、例外的かつ一時的に、滞在査証を30日間延長する（その後の状況により延長可能）旨通報がありました。該当する方は、滞在先を管轄する県庁窓口にて延長手続きを行ってください。

2 なお、アルジェリア国内では、4月5日付の緊急領事メールでお知らせしたとおり、4月19日まで以下の封鎖措置が取られていますので移動できる時間帯についてご注意願います。

（1）アルジェ県、オラン県、ベジャイア県、セティフ県、ティジウズ県、ティパザ県、トレムセン県、アイン・デフラ県及びメデア県の外出禁止時間帯を15時から翌日朝7時まで拡大する。

（2）ブリダ県の完全封鎖を維持する。

（3）上記以外の全ての県（38県）に19時から翌日朝7時までの外出禁止令を適用する。

3 皆様におかれましては、最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP 新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP 新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>